

第7章 その他関係資料

1 公害防止協定締結状況	87
2 公害関係法令並びに県条例に基づく各種届出状況	
(1) 大気	
① ばい煙発生施設	88
② 粉じん発生施設	88
③ 揮発性有機化合物排出施設	89
(2) 水質	
① 特定事業場（水質汚濁防止法）	90
② 特定事業場（県条例）	90
(3) 騒音・振動	
① 特定施設（騒音規制法）	91
② 騒音発生施設（県条例）	91
③ 特定施設（振動規制法）	92
(4) 特定建設作業	
① 騒音	92
② 振動	92

2 公害関係法令並びに県条例に基づく各種届出状況

(1) 大気

① ばい煙発生施設

区分	番号	施設名	事業所数	施設数
大気汚染防止法	1	ボイラー	239	430
	11	乾燥炉		5
	13	廃棄物焼却炉		12
	29	ガスタービン		40
	30	ディーゼル機関		90
	31	ガス機関		4
	合計		239	581
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	1	廃棄物焼却炉	2	2
	合計		2	2

② 粉じん発生施設

区分	番号	施設名	事業所数	施設数
大気汚染防止法	2	堆積場	23	21
	3	ベルトコンベアー		95
	4	破碎機		49
	5	ふるい		29
	合計		23	194
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	1	堆積場	20	4
	2	破碎機		8
	3	ふるい		16
	4	動力打綿機		40
	5	木工用切断機		31
	合計		20	99

③ 揮発性有機化合物排出施設（大気汚染防止法）

項番号	施設名	事業場数	施設数
1	化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1	
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）		
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）		
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又ははく離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設		
5	接着の用に供する乾燥施設（木材・木製品の製造の用に供する施設及び下欄に掲げる施設を除く。）		
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設		
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設		
8	工業製品の洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）		
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）		1
合計		1	1

(2) 水質

① 特定事業場（水質汚濁防止法）

政令による 号番号	業 種 ・ 施 設 名	1日当たりの平均的 排水量50m ³ 以上		1日当たりの平均的 排水量50m ³ 未満		法第5条 第3項	事業所数
		有害 以外	有害	有害 以外	有害		
1の2	畜産農業	3		41			44
2	畜産食料品製造業	2	1	4			7
3	水産食料品製造業	1		3			4
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			2			2
5	味噌、醤油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース、食酢の製造業			4			4
8	製あん業						0
9	米菓製造業、こうじ製造業			1			1
10	飲料製造業			7			7
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業			1			1
16	麺類製造業	2		8			10
17	豆腐・煮豆製造業	1		13			14
18の2	冷凍調理食品製造業						0
23の2	新聞、出版、印刷業、製版業			8	2	1	11
46	有機化学製品製造業			1			1
54	セメント製品製造業			6			6
55	生コンクリート製造業			6			6
59	砕石業			1			1
60	砂利採取業			12			12
61	鉄鋼業			1			1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業						0
64の2	水道施設	3					3
65	酸・アルカリによる表面処理施設			3			3
66	電気めっき施設		1				1
66の2	エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサン混合施設			1			1
66の3	旅館業	1		85			86
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	1		4			5
66の							

(3) 騒音・振動

① 特定施設（騒音規制法）

番号	施設名		工場等数	施設数
1	金属加工機械	(イ)圧延機械		
		(ロ)製管機械		
		(ハ)ベンディングマシン	4	4
		(ニ)液圧プレス	12	18
		(ホ)機械プレス	11	24
		(ヘ)せん断機	13	24
		(ト)鍛造機		
		(チ)ワイヤーフォーミングマシン		
		(リ)プラスト	3	4
		(ヌ)タンブラー		
		(ル)切断機	7	9
2	空気圧縮機及び送風機		208	1,133
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		1	4
4	織機			
5	建設用資材製造機械	(イ)コンクリートプラント	9	14
		(ロ)アスファルトプラント		
6	穀物用製粉機			
7	木材加工機械	(イ)ドラムバーカー	2	2
		(ロ)チップパー	8	10
		(ハ)碎木機	1	1
		(ニ)帯のご盤	16	33
		(ホ)丸のご盤	15	33
		(ヘ)かんな盤	15	32
8	抄紙機			
9	印刷機械		48	160
10	合成樹脂用射出成形機		7	45
11	鋳型造型機		1	1
12	切断機			
合計			(295) 381	1,551

※()内は、工場等の実数

② 騒音発生施設（県条例）

番号	施設名		工場等数	施設数
1	金属加工用の旋盤（ベルト駆動式のものであること。）			

③ 特定施設（振動規制法）

番号	施設名	工場等数	施設数
1	(イ)液圧プレス	11	17
	(ロ)機械プレス	11	28
	(ハ)せん断機	13	17
	(ニ)鍛造機		
	(ホ)ワイヤーフォーミングマシン		
2	圧縮機	97	206
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	1	4
4	織機		
5	(1)コンクリートブロックマシン	3	7
	(2)コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		
6	(1)ドラムバーカー	2	2
	(2)チップパー	5	6
7	印刷機械	21	66
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		
9	合成樹脂用射出成形機	6	45
10	鋳型造型機	1	1
合計		(133) 171	399

※()内は、工場等の実数

(4) 特定建設作業

① 騒音

作業の区分	令和2年度
くい打・くい抜機	5
びょう打機	0
さく岩機	16
空気圧縮機	8
コンクリート・アスファルトプラント	0
バックホウ	12
トラクターショベル	0
ブルドーザー	0
合計	41

② 振動

作業の区分	令和2年度
くい打・くい抜機	6
鋼球	0
舗装版破碎機	0
ブレーカー	20
合計	26